

2026年5月26日

## 除籍に関する取扱いについて

ぐんま未来大学 学長  
山崎 純一

### 1. 趣旨

ぐんま未来大学学則第30条及びぐんま未来大学短期大学部学則第42条の規定に基づく、除籍に関する具体的な取扱いについて定める。

### 2. 除籍の取扱い

- (1) 学納金未納により除籍となった場合は、該当学期の授業科目の履修登録を取り消し、単位修得を認めない。(学納金が納付された学期まで認める)
- (2) 除籍後に本人から証明書発行の申請があった場合は、以下のとおり取扱う。

発行できる証明書

証明書	備考
学業成績証明書	学納金が納付された学期までの成績は発行可能
英文学業成績証明書	学納金が納付された学期までの成績は発行可能
在籍期間に関する証明書	学納金が納付された学期まで在籍期間とする。 未納期間は在学とは認めない。

- (3) 死亡により除籍とする場合、死亡日を除籍日とする。在学中に死亡していた事実が判明し、既に別の事由により除籍となっていた場合は、死亡日に遡及して除籍事由および除籍日を変更する。
- (4) 1年以上行方のわからない者については、1年以上本人及び保証人に連絡がとれなかった場合、学期末に除籍とする。手続きについては大学が把握している保証人の最後の住所宛に除籍通知を送付したことをもって、手続きを完了したものとみなす。なお、災害等により死亡または行方不明の可能性が高い場合は、官公庁等の報告に基づき除籍として取扱う。

### 3. 物品等の返還

除籍された者は、本学が発行した学生証および本学からの借入物品等を、速やかに返還しなければならない。紛失、破損その他の理由により借入物品等を返還できない場合は、その実費相当額を弁償しなければならない。

### 4. その他

本取扱いに定めるもののほか、除籍に関し必要な事項は教授会の議を経て学長が決定する。